

今年も共同募金運動にご協力をお願いいたします



■赤い羽根共同募金運動

期 間／令和4年10月1日～12月31日まで

目標額／8,165,000円

■歳末たすけあい運動

期 間／令和4年12月1日～12月31日まで

目標額／2,400,000円



今年で75回目を迎える共同募金運動が10月1日より開始されます。

赤い羽根共同募金は、地域福祉の充実のために役立てられる募金で、支援を必要とされる方々やボランティア団体などが行う福祉活動のために使われるものです。

令和3年度共同募金運動では、新型コロナウイルス感染症の影響で、大変厳しい状況下ではありましたが、町民の皆様をはじめたくさんの企業から多くの募金が寄せられました。お寄せいただきました募金につきましては、一人暮らし高齢者の見守り活動や生活困窮者の支援など、地域福祉を推進するための資金として大切に使わせていただきます。

令和4年度においても、何卒ご理解いただき、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

茨城町共同募金委員会
会長 小林 宣夫

■□歳末たすけあい事業 岁末援護金のご案内 ■□

皆様方からお寄せいただいたおりおもは共同募金(歳末たすけあい募金)を原資として、歳末援護金配分事業を実施いたします。次の要件に該当する方は、地区担当民生委員児童委員にご相談の上、申請をしてください。

- ◆趣 旨 新たな年を迎える時期に、支援を必要とする在宅の方々を対象に、歳末援護金を配分します。
- ◆対 象 次の①と②の両方の要件を満たし、茨城町社会福祉協議会長が認めた世帯
 - ①9月1日現在で茨城町に居住し、町民税が非課税の世帯
 - ②次のいずれかに該当する世帯

対象区分	定 義
要介護4・5のいる世帯	要介護4・5の認定を受けた者のいる世帯
要保護世帯	特に経済的に困窮している世帯
一人暮らし高齢者	75歳以上の一人暮らし高齢者世帯
高齢者のみの世帯	世帯全員が75歳以上の高齢者世帯
高齢者と虚弱者または18歳未満者のみの世帯	75歳以上の高齢者と虚弱者又は18歳未満者のみの世帯 (子どもが就労している場合は対象外)
母子・父子世帯	子どもの年齢が18歳未満の世帯(子どもが就労している場合は対象外)
交通遺児世帯	子どもの年齢が18歳未満の世帯(子どもが就労している場合は対象外)
重度障がい児(者)世帯	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A、精神保健福祉手帳1級を保持している者のいる世帯
準要保護世帯	教育委員会において、準要保護の認定を受けている世帯

*生活保護法による保護を受けている世帯、及び配分の対象となる者が施設入所又は長期入院中(6ヶ月以上)の世帯は対象となりません。

◆援 護 金 一世帯あたり 10,000円

◆申 請 方 法 地区担当民生委員児童委員にご相談ください。(申請及び配分は民生委員児童委員経由とします)

◆問 合 せ 茨城町社会福祉協議会 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内 電話 029-292-7141